

垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務仕様書

第1 総則

1 業務の目的

本業務は、垂井町新庁舎の建設にあたり、新庁舎の機能や規模、既存商業施設を改修し有効に活用するための考え方等について、町民・議会・町職員の意見を聞きながら、調査、検討し、町民の安全・安心の確保と町民に親しみを持たれる新庁舎の基本計画及び基本設計の策定を行うものである。

2 業務名

垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務

3 履行期間

契約締結の日から平成29年4月28日まで

4 業務場所

岐阜県不破郡垂井町宮代字大持野 2957-11（旧ショッピングプラザ・アミ）

5 業務概要

垂井町新庁舎の基本計画及び基本設計

新庁舎の想定規模 延べ床面積 7,400㎡以内

6 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係する法律並びに法令、規則等を遵守しなければならない。

7 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料は原則として受託者が収集するものであるが、当町が保有しているもので業務の遂行に必要な資料は貸与する。

貸与を受けた資料については、そのリストを作成して提出し、業務完了時に速やかに返却すること。

8 秘密の保持

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について、第三者に漏らしてはならない。また、受託者は中立性を厳守し、本業務の実施に努めなければならない。

9 議事録

受託者は、業務の遂行において協議内容を確認するため、打合せの都度、議事録を提出し当町の承認を得るものとする。

10 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了時に、次の書類を提出しなければならない。なお承認された事項を変更するときには、その都度、当町の承認を受けなければならない。

- ① 着手届
- ② 工程表
- ③ 管理技術者届及び経歴書
- ④ 完了届
- ⑤ その他必要な書類

11 工程

受託者は業務の遂行上その工程に変更が生ずると予測される場合、直ちに変更工程表を提出し、当町と協議を行い、承認を受けなければならない。

12 疑義

本仕様書記載事項及び業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに当町と協議し、業務に支障のないよう努めなければならない。

13 成果品の審査及び引渡し

受託者は、業務完了時に当町の審査を受けなければならない。業務の審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、業務の完了とする。

14 成果品

本業務における提出図書は次の通りとする。

- ① 基本計画書1部及び電子データ 一式
- ② 各協議記録、議事録 一式
- ③ その他 一式

15 適用

本仕様書に定めるもののほか、基本設計業務に関する事項については別途基本設計業務特記仕様書に定めるところによる。

16 その他

- (1) 本仕様書は業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については当町と協議の上、これを決定する。
- (2) 成果品に他の文献その他の資料の内容を引用する場合には、引用の可否を確認の上、その文献等の著者、出典名を明記すること。

第2 基本計画の策定等

1 基本計画の策定

「垂井町新庁舎基本構想」を踏まえ、内容を改めて具体的に検討する。

(1) 既存商業施設の活用方針の整理

当町が策定した基本構想や耐震診断業務などの内容を整理し、既存商業施設を再利用する移転計画に至った経緯をまとめるとともに、既存商業施設を活用した新庁舎の整備イメ

ージを立案し、新築等に対する優位性を整理する。

(2) 建物敷地の前提条件の整理

基本構想で選定された建設地の敷地について、法規制、敷地面積・形状、接道条件などの前提条件を整理する。

(3) 新庁舎整備の基本的な考え方の整理

- ① 一般的な側面
- ② 既存商業施設改修について

(4) 施設計画

- ① 基本方針
- ② 導入機能及び規模算定
- ③ 配置、動線計画
- ④ 平面、各階構成

(5) 概算事業費の算定

- ① イニシャルコストの算定
概算工事費、外構工事費、備品購入費等の概算事業費を算定する。
- ② ランニングコストの算定
運用費、保全費、更新費、一般管理費等の概算費用を算定する。

(6) その他の計画

- ① 構造計画
- ② 環境計画
- ③ 防災計画
- ④ 周辺を含めた将来計画
- ⑤ 財源計画
- ⑥ 事業スケジュール

2 会議等への支援及び町民意見の集約等

(1) 垂井町庁舎のあり方検討委員会への支援

資料の作成と説明を行う。

(2) 町民ワークショップへの支援

基本計画の検討期間内に2回を予定する。
資料の作成と説明を行う。

(3) 庁内検討委員会への支援

資料の作成と説明を行う。

基本設計特記仕様書

この特記仕様書は、垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務のうち、基本設計業務に適用する。

1 業務概要

(1) 業務名称

垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務

(2) 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下、「対象施設」という）の概要は次のとおりとする。

① 施設名称

垂井町庁舎

② 敷地場所

岐阜県不破郡垂井町宮代字大持野2957-11（旧ショッピングプラザ・アミ）

③ 施設用途

庁舎

（平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第四号 第二類）

(3) 設計と条件

① 敷地条件

a 敷地面積 約9,100㎡

b 用途地域 準工業地域

② 施設の条件

a 延べ面積 約7,400㎡

b 主要構造 鉄筋コンクリート造（既存）

c 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日付け国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号）による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- ・ 構造体 I 類
- ・ 建築非構造部材 A 類
- ・ 建築設備 甲類

③ 建設の条件

a 予定工事費 約2,500,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

b 建設工期 平成30年4月～平成31年2月（約11ヶ月）予定

2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は「建築設計業務委託共通仕様書」による。

(1) 設計業務の内容及び範囲

① 一般業務の範囲

a 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務

② 追加業務の内容及び範囲

- ・ 透視図作成 大きさ（ A2 ） 枚数（ 1 ） 額の有無（ 有 ）
- ・ 概略工事工程表の作成

- ・垂井町庁舎のあり方検討委員会に必要な資料の作成と説明
- ・町民ワークショップに必要な資料の作成と説明
- ・庁内検討委員会に必要な資料の作成と説明

(2) 業務の実施

① 一般業務の範囲

- a 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

② 適用基準等

本業務に国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

- a 共通 (年版等)
- ・官庁施設の基本的性能基準 (平成25年3月改定版)
 - ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年3月改訂版)
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (平成8年版)
 - ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (平成18年版)
 - ・官庁施設の環境保全性基準 (平成26年3月改定版)
 - ・官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準 (平成18年版)
 - ・省エネルギー建築設計指針 (昭和55年版)
- b 建築 (年版等)
- ・建築設計基準 (平成18年版)
 - ・建築構造設計基準 (平成25年版)
 - ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (平成25年版)【H26年3月改訂】
 - ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (平成25年版)【H26年3月改訂】
 - ・昇降機耐震設計・施工指針 ((財)日本建築センター編集2009年版)
 - ・耐震改修設計指針
- c 設備 (年版等)
- ・建築設備計画基準 (平成21年版)
 - ・建築設備設計基準 (平成21年版)
 - ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成25年版)
 - ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成25年版)
 - ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成25年版)
 - ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成25年版)
 - ・排水再利用・雨水再利用システム計画基準 (平成16年版)
 - ・建築設備耐震設計・施工指針2014年版 (独立行政法人建築研究所)

③ 業務の履行体制

受託者は、技術提案書で提案した履行体制により当該業務を履行するものとする。

④ 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士で、かつ資格取得後10年以上の実務経験のある者。

主任担当技術者(建築)の資格要件は次による。

- ・建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士構造の主任技術者は、構造設計一級建築士であること。

電気設備及び機械設備の各主任技術者は、設備設計一級建築士又は一級建築士又は建

築設備士であり、少なくともどちらか1名は設備設計一級建築士であること。

⑤ 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a 業務着手時
- b 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c その他（ ）

⑥ その他

- a 成果物の取り扱いについて

提出された成果物については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理、改築、増築等に使用することがある。

3 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	原図	陽面焼	陽面焼の製本形態	適用 原図については A2版以外は特記
a 建築（総合） ・ 建築（総合）基本設計図書 ・ 計画説明書 ・ 仕様概要書 ・ 仕上げ概要書 ・ 面積表及び求積図 ・ 配置図、案内図 ・ 平面図（各階） ・ 断面図 ・ 立面図 ・ 工事費概算書	各1部	各2部	原寸製本1部	
b 建築（構造） ・ 建築（構造）基本設計図書 ・ 構造計画説明書 ・ 構造設計概要書 ・ 工事費概算書	各1部	各2部	原寸製本1部	
c 電気設備 ・ 電気設備基本設計図書 ・ 電気設備計画説明書 ・ 電気設備設計概要書 ・ 工事費概算書	各1部	各2部	原寸製本1部	
d 機械設備 ・ 機械設備基本設計図書 ・ 機械設備計画説明書 ・ 機械設備設計概要書 ・ 工事費概算書	各1部	各2部	原寸製本1部	
e その他 ・ 透視図	各1部			
f 資料 ・ 各種技術資料 ・ 各記録書	各1部		各1部	

：電子成果物（CD-ROM）の提出部数は2部とする。

：電子データ等の提出については、「建築設計業務等電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】」による。

：電子納品の対象とする成果物等は、設計図、積算数量調書及び計算書とし、これ以外の図書については監督員との協議による。

4 不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当町へ報告しなければならない。
- (2) (1) により報告があったときは、警察に通報するものとする。
- (3) 受託者は、不当介入を受けたことから工程の遅れが生じる等の被害が生じた場合は、当町と協議を行うこと。